

公布した条例一覧

令和5年

公布 番号	条例名
19	杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
20	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
21	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例
22	杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
23	杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
24	杉並区立富士見丘多目的広場条例
25	杉並区特別区税条例の一部を改正する条例
26	杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例
27	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
28	杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第19号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に改正前の第4条第1項に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった福祉事務所等業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の附則第5項に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった防疫等業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

杉並区職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(福祉事務所等業務手当)	(福祉事務所等業務手当)
<p>第4条 福祉事務所等業務手当は、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）</u>に定める業務に従事する規則で定める職員が家庭等を訪問したときに支給する。</p>	<p>第4条 福祉事務所等業務手当は、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>に定める業務に従事する規則で定める職員が家庭等を訪問したときに支給する。</p>
2 略	2 略
附 則	附 則
1～4 略	1～4 略
	<p>5 <u>保健所及び保健センターに勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であ</p>

る感染症をいう。) から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。

6 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。

7 附則第5項の規定により防疫等業務手当を支給する場合には、第9条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条、第4条、第6条から前条まで及び附則第5項」とする。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第20号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の99の項の次に次のように加える。

99の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
--	-------------------	---------------	----------

別表第1の103の項の次に次のように加える。

103の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
---	------------------	----------------	----------

別表第1の106の2の項の次に次のように加える。

106の3 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
---	--------------------------	----------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第21号

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例

(設置)

第1条 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 教育、福祉等に関する団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
--------------------	------------------------------

- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように

改正する。

別表区長の部杉並区子どもの権利擁護に関する審議会の項を削る。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第22号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第15条第1項第2号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第16条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条 杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「死亡」を「死亡の」に改める。

第3条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「死亡」を「死亡の」に改め、「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加え、同項第2号及び第3号中「死亡」を「死亡の」に改める。

第15条第8項第2号中「含む。）」を「含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

第4条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号及び第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第5号、第4条及び第8条第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第5条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第16条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第6条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第18条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第7条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

第8条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年

杉並区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第2項中「配偶者又は」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは」に改め、「親族」の次に「又は同一の世帯に属する者」を、「以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第9条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第17条第1項第2号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第19条第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

- 2 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第22号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

- 3 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第22号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

4 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第22号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。）又はパートナーシ ップ関係（双方又はいずれか一方が 性的指向が異性に限らない者又は性 自認が出生時に判定された性別と一 致しない者であり、互いを人生のパ ートナーとして、相互の人権を尊重 し、日常の生活において継続的に協 力し合うことを約した2者間の関係 その他の婚姻関係に相当すると任命 権者が認める2者間の関係をい う。）の相手方（以下「パートナ ーシップ関係の相手方」という。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。</p>

(1) 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれでもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第16条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給

(1) 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者の

_____ない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第16条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____
_____と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給

<p>する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>する。ただし、配偶者_____の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者_____の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3及び4 略</p>
--	--

第2条による改正（杉並区職員の旅費に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>

又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）
 子、父母、孫、
 祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 略

2及び3 略

 _____、子、父母、孫、
 祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者_____
 _____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 略

2及び3 略

第3条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(遺族の範囲及び順位) 第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>(遺族の範囲及び順位) 第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p>

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 略
- 2及び3 略
- （失業者の退職手当）
- 第15条 略
- 2～7 略
- 8 第1項、第3項及び第5項から前項

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡 当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。） _____

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡 当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡 当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 略
- 2及び3 略
- （失業者の退職手当）
- 第15条 略
- 2～7 略
- 8 第1項、第3項及び第5項から前項

までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)及び(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居

までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
_____と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)及び(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居

<p>所を変更する者 <u>その者及びその者</u> <u>により生計を維持されている同居の</u> <u>親族又はパートナーシップ関係の相</u> <u>手方の移転に通常要する費用を考慮</u> <u>した同条第2項に規定する移転費の</u> <u>額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>9～14 略</p>	<p>所を変更する者 <u>同条第2項</u> <u>に規定する移転費の</u> <u>額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>9～14 略</p>
--	---

第4条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定め る日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の 条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める 日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をし ないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。）<u>又は</u> <u>パートナーシップ関係（双方又はい</u> <u>ずれか一方が性的指向が異性に限ら</u> <u>ない者又は性自認が出生時に判定さ</u> <u>れた性別と一致しない者であり、互</u> <u>いを人生のパートナーとして、相互</u> <u>の人権を尊重し、日常の生活におい</u> <u>て継続的に協力し合うことを約した</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定め る日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の 条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める 日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をし ないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>

2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する

_____が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する

日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方

日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者_____が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者_____

がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日(当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ及びエ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者_____が当該子の1歳到達日(当該配偶者_____が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ及びエ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
 条例で定める場合は、1歳6か月から
 2歳に達するまでの子を養育する非常
 勤職員が、次の各号に掲げる場合のい
 ずれにも該当する場合（当該子につい
 てこの条の規定に該当して育児休業を
 している場合であって次条第7号に掲
 げる事情に該当するときは第2号及び
 第3号に掲げる場合に該当する場合、
 規則で定める特別の事情がある場合に
 あっては同号に掲げる場合に該当する
 場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳
 6か月到達日の翌日（当該非常勤職
 員の配偶者若しくはパートナーシッ
 プ関係の相手方がこの条の規定に該
 当し、又はこれに相当する場合に該
 当して地方等育児休業をする場合に
 あっては、当該地方等育児休業の期
 間の末日とされた日の翌日以前の
 日）を育児休業の期間の初日とする
 育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職
 員が当該子の1歳6か月到達日にお
 いて育児休業をしている場合又は当
 該非常勤職員の配偶者若しくはパー
 トナーシップ関係の相手方が当該子
 の1歳6か月到達日において地方等
 育児休業をしている場合

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
 条例で定める場合は、1歳6か月から
 2歳に達するまでの子を養育する非常
 勤職員が、次の各号に掲げる場合のい
 ずれにも該当する場合（当該子につい
 てこの条の規定に該当して育児休業を
 している場合であって次条第7号に掲
 げる事情に該当するときは第2号及び
 第3号に掲げる場合に該当する場合、
 規則で定める特別の事情がある場合に
 あっては同号に掲げる場合に該当する
 場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳
 6か月到達日の翌日（当該非常勤職
 員の配偶者 _____
 _____がこの条の規定に該
 当し、又はこれに相当する場合に該
 当して地方等育児休業をする場合に
 あっては、当該地方等育児休業の期
 間の末日とされた日の翌日以前の
 日）を育児休業の期間の初日とする
 育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職
 員が当該子の1歳6か月到達日にお
 いて育児休業をしている場合又は当
 該非常勤職員の配偶者 _____
 _____が当該子
 の1歳6か月到達日において地方等
 育児休業をしている場合

(3)及び(4) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)及び(7) 略

(3)及び(4) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者 _____ が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者 _____ と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)及び(7) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこ

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者_____が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者_____と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者_____が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者_____と別居したこ

と、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

と、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者
____が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

第5条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新	条	例		旧	条	例
---	---	---	--	---	---	---

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号

_____で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号

の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))

の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)) _____

_____で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))

が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者_____、父母、子、配偶者_____の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

第6条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)
第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁	第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁

組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）におい

組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） _____

_____で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）におい

て常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職

て常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職

員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（介護休暇）

第18条 教育委員会は、職員がその配

員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） _____

_____で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（介護休暇）

第18条 教育委員会は、職員がその配

偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

偶者 _____、父母、子、配偶者 _____の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

第7条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>
--	---

第8条による改正 (杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含</p>

む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下

む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))_____

_____で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者又は_____ 2

_____親等内の親族_____
_____で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下

「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者

「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。) _____

間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

_____で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第9条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

力し合うことを約した2者間の関係
その他の婚姻関係に相当すると教育
委員会が認める2者間の関係をい
う。)の相手方(以下「パートナ
ーシップ関係の相手方」という。)

(2)～(6) 略

3及び4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のい
れかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規
定により単身赴任手当を支給される
職員で、配偶者又はパートナーシ
ップ関係の相手方(配偶者及びパート
ナーシップ関係の相手方のいずれも
ない職員にあつては、満18歳に達
する日以後の最初の3月31日ま
の間にある子)が現に居住する住宅
(公舎等で教育委員会規則で定める
ものを除く。)に同居するとき世
帯主となるもののうち、当該住宅を
借り受け、月額2万7,000円以
上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第19条 学校を異にする異動又は在勤
する学校の移転に伴い、住居を移転
し、父母の疾病その他の教育委員会規

(2)～(6) 略

3及び4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のい
れかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規
定により単身赴任手当を支給される
職員で、配偶者(配偶者の

ない職員にあつては、満18歳に達
する日以後の最初の3月31日ま
の間にある子)が現に居住する住宅
(公舎等で教育委員会規則で定める
ものを除く。)に同居するとき世
帯主となるもののうち、当該住宅を
借り受け、月額2万7,000円以
上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第19条 学校を異にする異動又は在勤
する学校の移転に伴い、住居を移転
し、父母の疾病その他の教育委員会規

則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3及び4 略

則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者_____の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者_____の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3及び4 略

附則第2項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～10 略</p>	<p>1～10 略</p>
<p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、施行日以後、引き続き、配偶者を有しない場合（<u>杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第22号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生</u></p>	<p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、施行日以後、引き続き_____</p>

活において継続的に協力し合うことを
約した2者間の関係その他の婚姻関係
に相当すると任命権者が認める2者間
の関係をいう。)の相手方(以下「パ
ートナーシップ関係の相手方」とい
う。)のいずれも有しない場合)で、
かつ、満15歳に達する日後の最初の
4月1日から満22歳に達する日以後
の最初の3月31日までの間にな
い配偶者を欠く一子を扶養する
場合(当該職員が改正後の条例第
12条第2項第2号に該当する扶
養親族たる子を新たに扶養する
ことにより扶養手当の支給額が
改定される場合を除く。)その他
これに準ずる場合には、改正後
の条例第12条の規定及び前項の
規定にかかわらず、次の各号に
掲げる年度に限り、当該各号に
定める月額を配偶者を欠く一
子に係る扶養手当を支給するも
のとする。

(1) 略

(2) 令和元年度から令和5年度まで
_____ 1万3,000円

12 前項の規定により扶養手当を受け
ている職員が配偶者又はパートナ
ーシップ関係の相手方を有するに
至った場合その他の同項の規定に
よる扶養手当を受ける要件を欠
くに至った場合(当該扶養手当
に係る配偶者を欠く一子が

____、満15歳に達する日後の最初の
4月1日から満22歳に達する日以後
の最初の3月31日までの間にな
い配偶者を欠く一子を扶養する
場合(当該職員が改正後の条例第
12条第2項第2号に該当する扶
養親族たる子を新たに扶養する
ことにより扶養手当の支給額が
改定される場合を除く。)その他
これに準ずる場合には、改正後
の条例第12条の規定及び前項の
規定にかかわらず、次の各号に
掲げる年度に限り、当該各号に
定める月額を配偶者を欠く一
子に係る扶養手当を支給するも
のとする。

(1) 略

(2) 平成31年度から平成35年度
_____ まで 1万3,000円

12 前項の規定により扶養手当を受け
ている職員が配偶者_____
_____を有するに至った場
合その他の同項の規定による扶
養手当を受ける要件を欠くに
至った場合(当該扶養手当に係
る配偶者を欠く一子が

<p>満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>13 略</p>	<p>13 略</p>
<p>14 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日(令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日)の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p>	<p>14 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日_____の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p>
<p>15～21 略</p>	<p>15～21 略</p>

附則第3項による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1及び2 略</p>	<p>1及び2 略</p>
<p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区幼稚園教</p>	<p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区幼稚園教</p>

育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第22号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の

育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き_____

_____、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の

- 3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。
- (1) 略
- (2) 令和元年度から令和5年度まで
 _____ 1万3,000円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。
- 5 略
- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナ

- 3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。
- (1) 略
- (2) 平成31年度から平成35年度まで
 _____ 1万3,000円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。
- 5 略
- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____

一シブ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日_____の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

附則第4項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き_____</p>

を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第22号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第14条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に

_____、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第14条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に

係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 略

(2) 令和元年度から令和5年度まで
_____ 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

5 略

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 略

(2) 平成31年度から平成35年度
まで 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

5 略

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日_____の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第23号

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

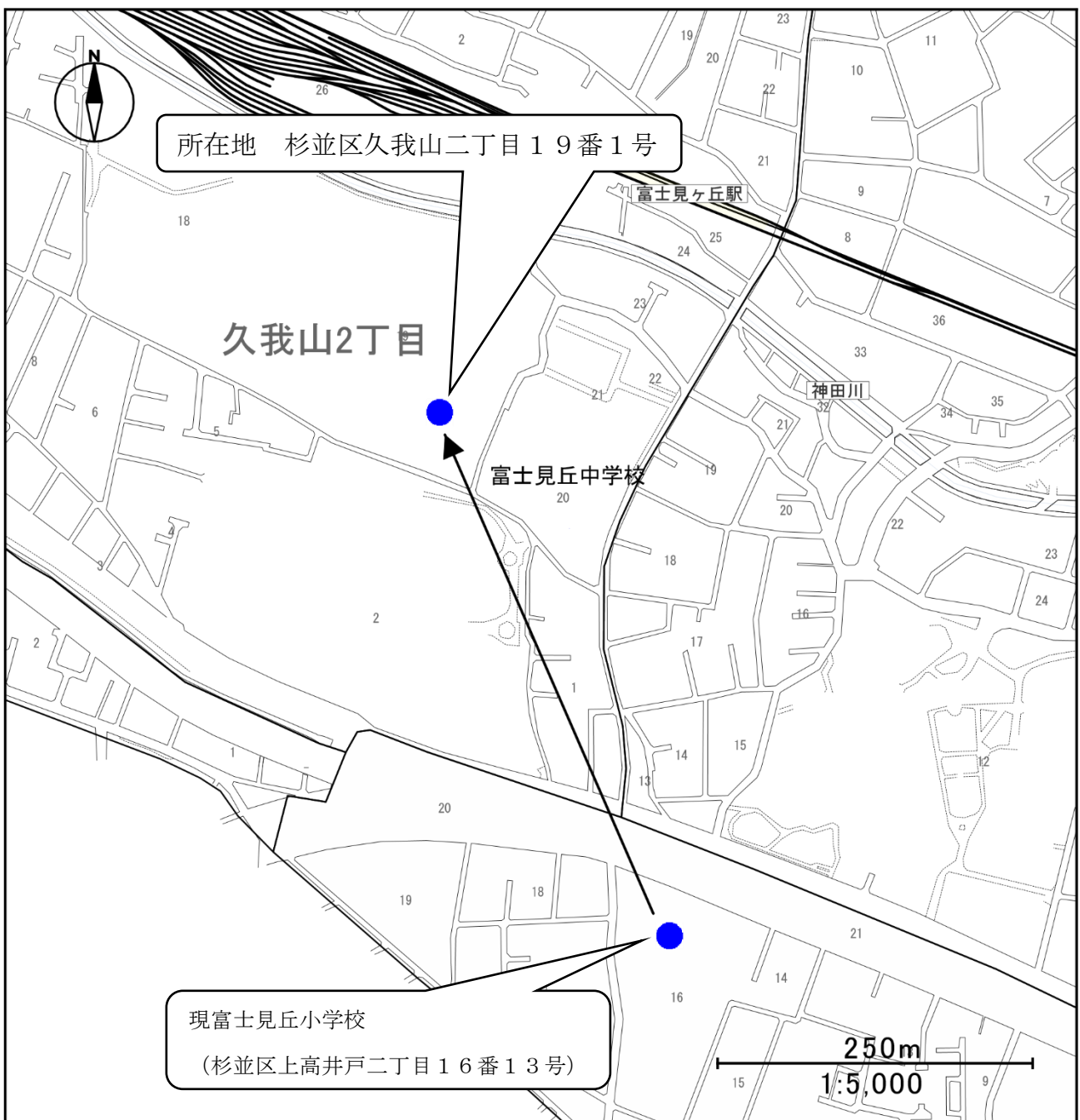
別表の1の項中「杉並区上高井戸二丁目16番13号」を「杉並区久我山二丁目19番1号」に改め、同表の2の項中「杉並区久我山二丁目20番1号」を「杉並区上高井戸二丁目16番13号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、別表の2の項の改正規定は、同年9月1日から施行する。

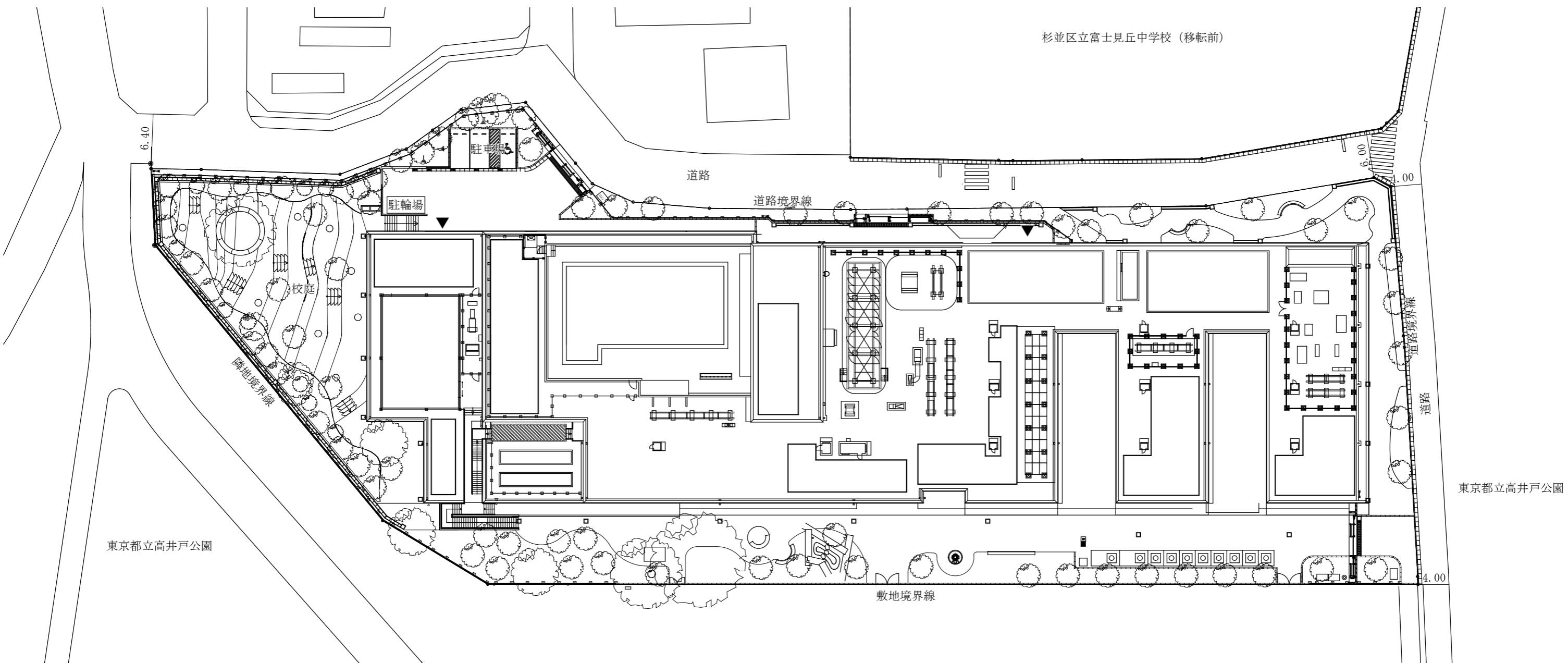
案内図

杉並区立富士見丘小学校

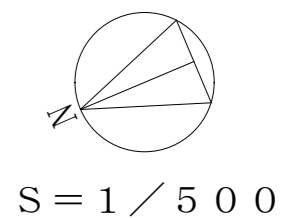


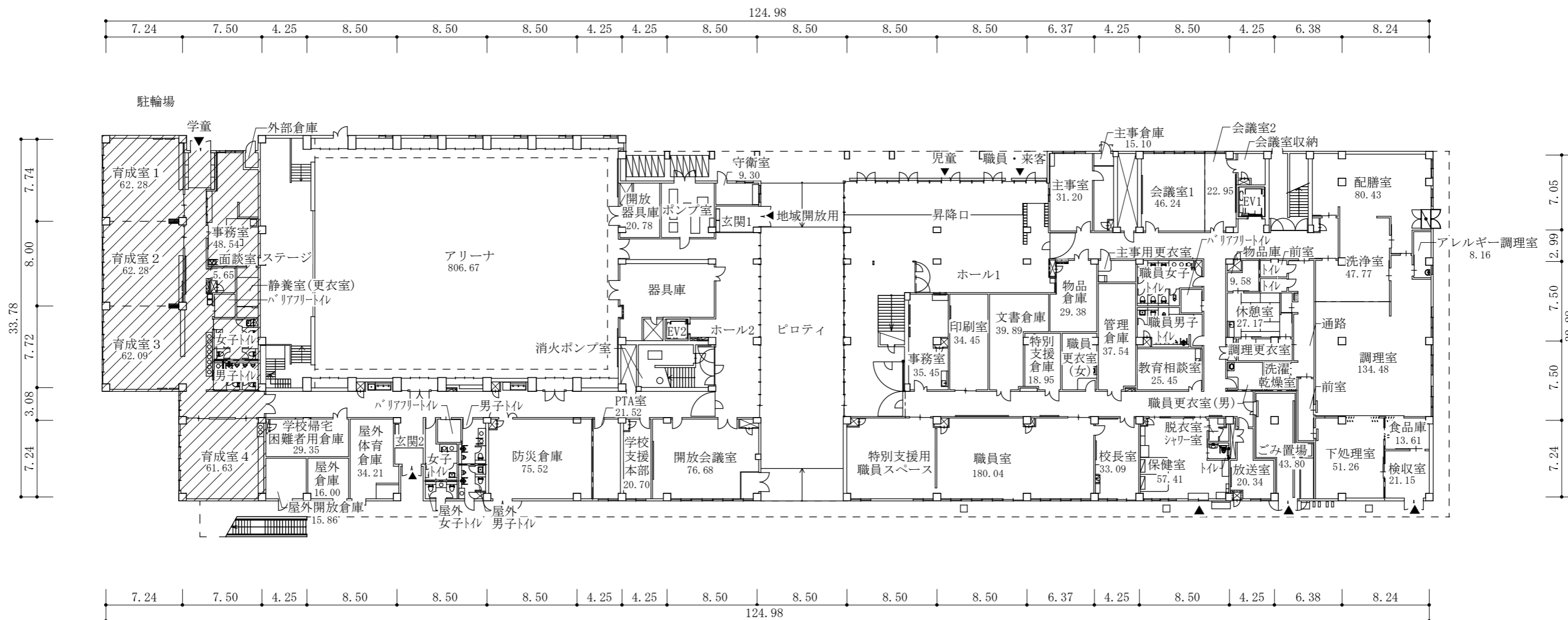
杉並区立富士見丘小学校 配置図

構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部プレストレストコンクリート造 地上4階建て					
敷地面積	7,264.80㎡					
建築面積	4,306.32㎡					
延床面積	1階	2階	3階	4階	計	
	富士見丘小学校	3,386.29㎡	2,548.92㎡	2,295.90㎡	214.12㎡	8,445.23㎡
	(仮称) 富士見丘学童クラブ	426.13㎡	—	—	—	426.13㎡
	計	3,812.42㎡	2,548.92㎡	2,295.90㎡	214.12㎡	8,871.36㎡



- 凡例
 注1 ▶ は、主要出入口を示す。
 注2 ← は、階段の上がり方向を示す。
 注3 寸法の単位は、mとする。

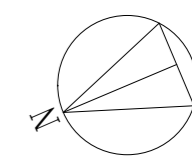




凡例

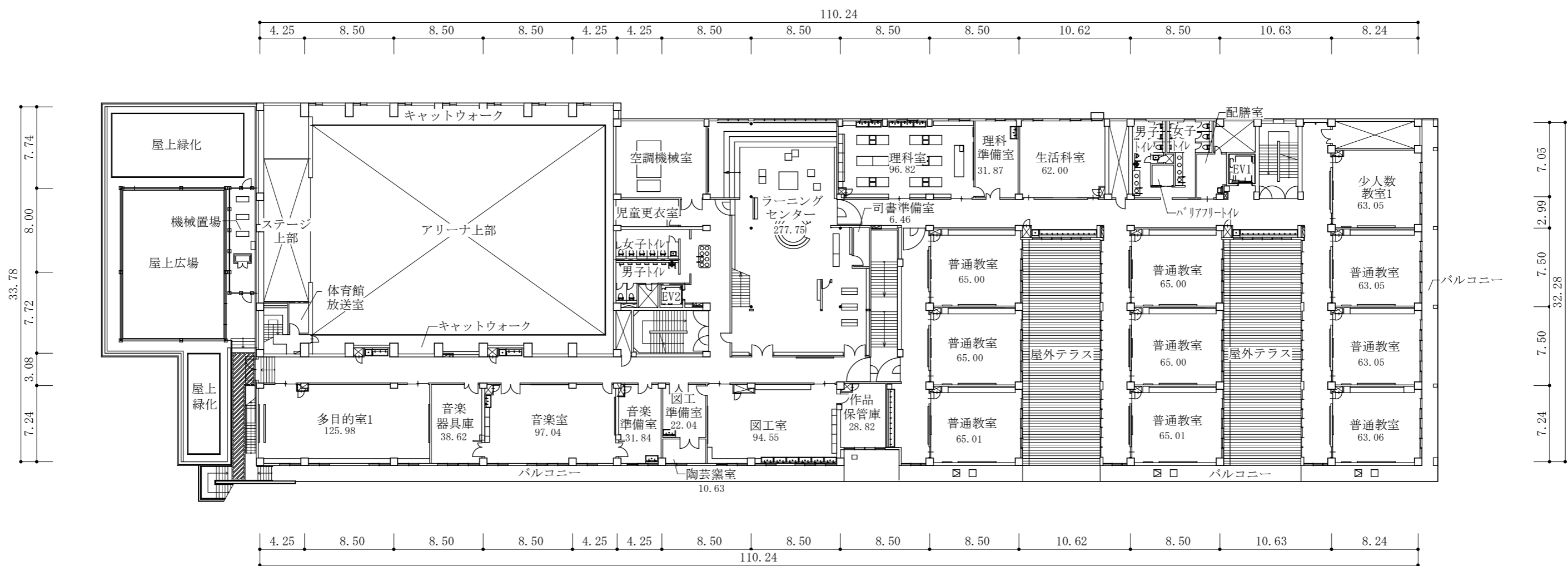
- 注1 は、主要出入口を示す。
- 注2 は、パイプスペースを示す。
- 注3 は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注4 寸法の単位は、mとする。
- 注5 各室の数字は、面積(m²)を示す。

- : 富士見丘小学校
- : (仮称) 富士見丘学童クラブ

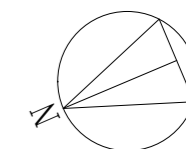


1階平面図

S = 1 / 400



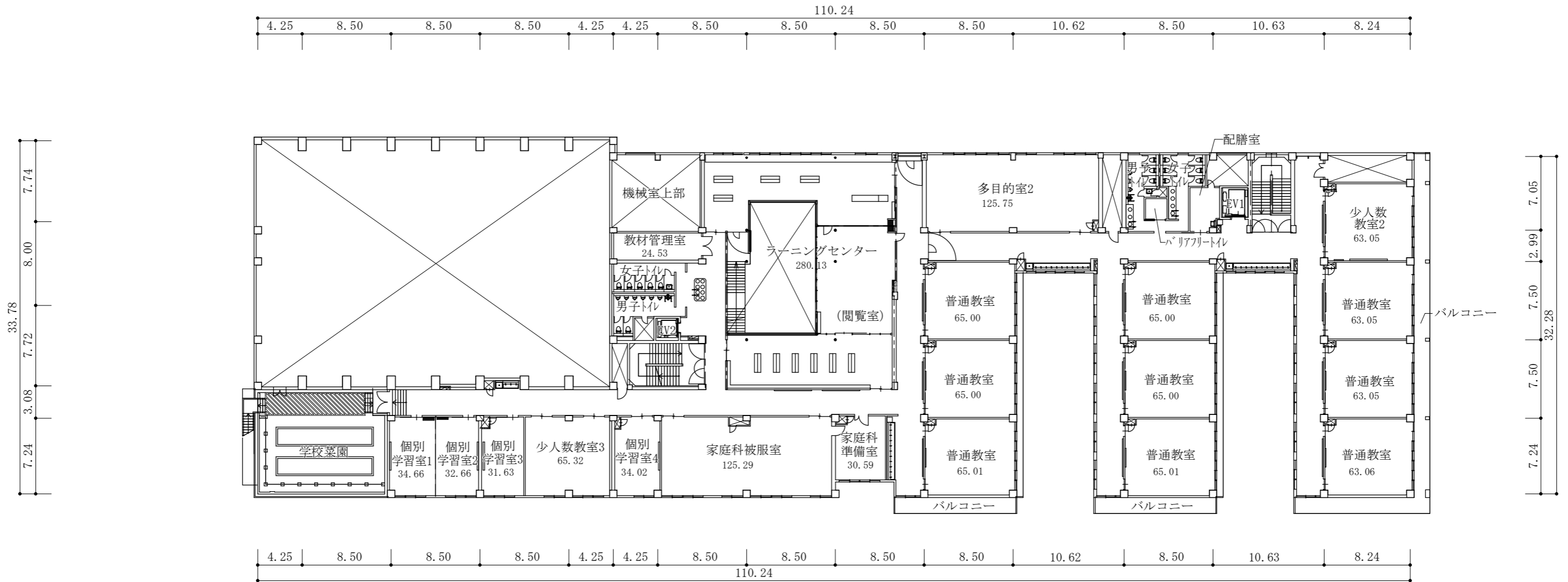
- 凡例
- 注1 は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
 - 注2 は、階段の上がり方向を示す。
 - 注3 寸法の単位は、mとする。
 - 注4 各室の数字は、面積(m²)を示す。




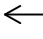
2階平面図

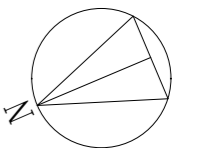
S = 1 / 400

杉並区立富士見丘小学校 平面図



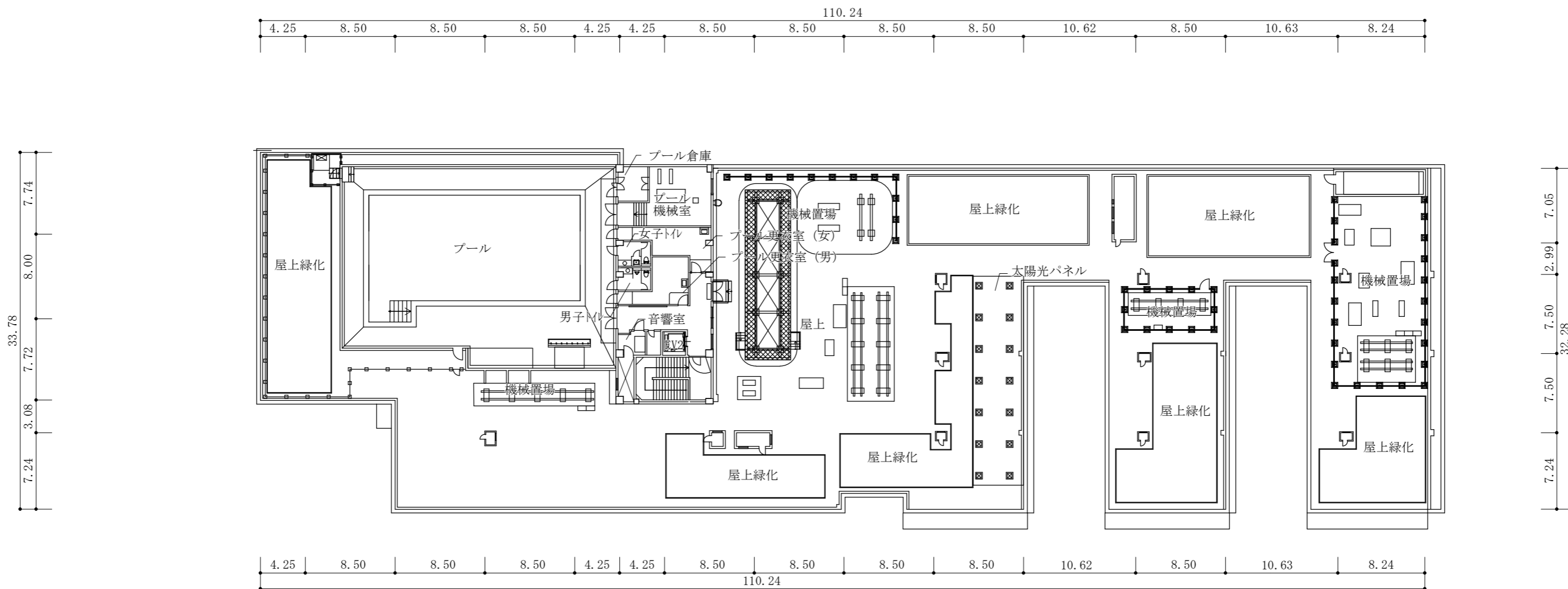
凡例

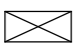
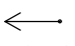
- 注1  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
- 注2  は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積(m²)を示す。

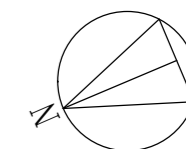


3階平面図

S = 1 / 400



- 凡例
 注1  は、パイプスペースを示す。
 注2  は、階段の上がり方向を示す。
 注3 寸法の単位は、mとする。

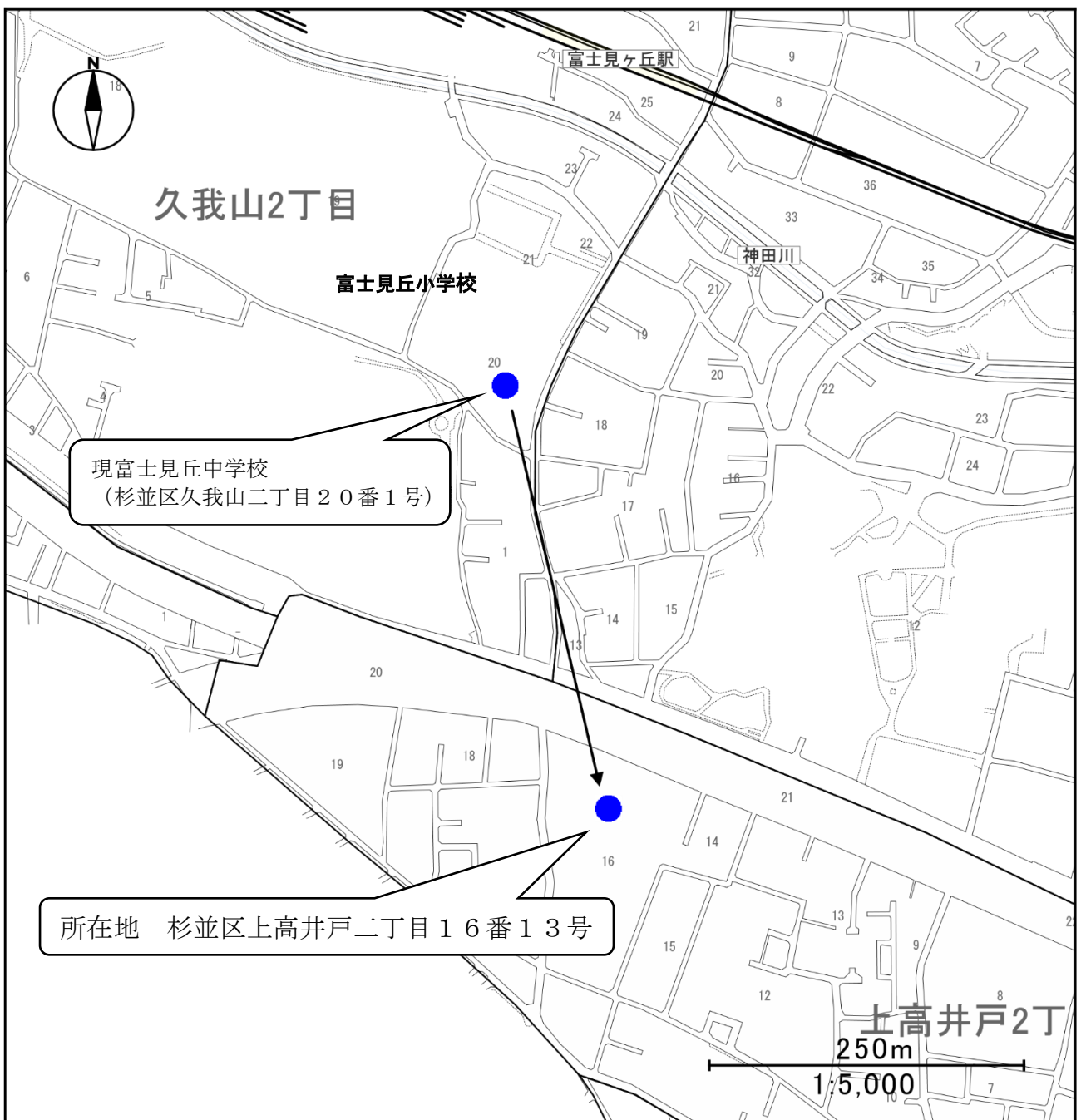


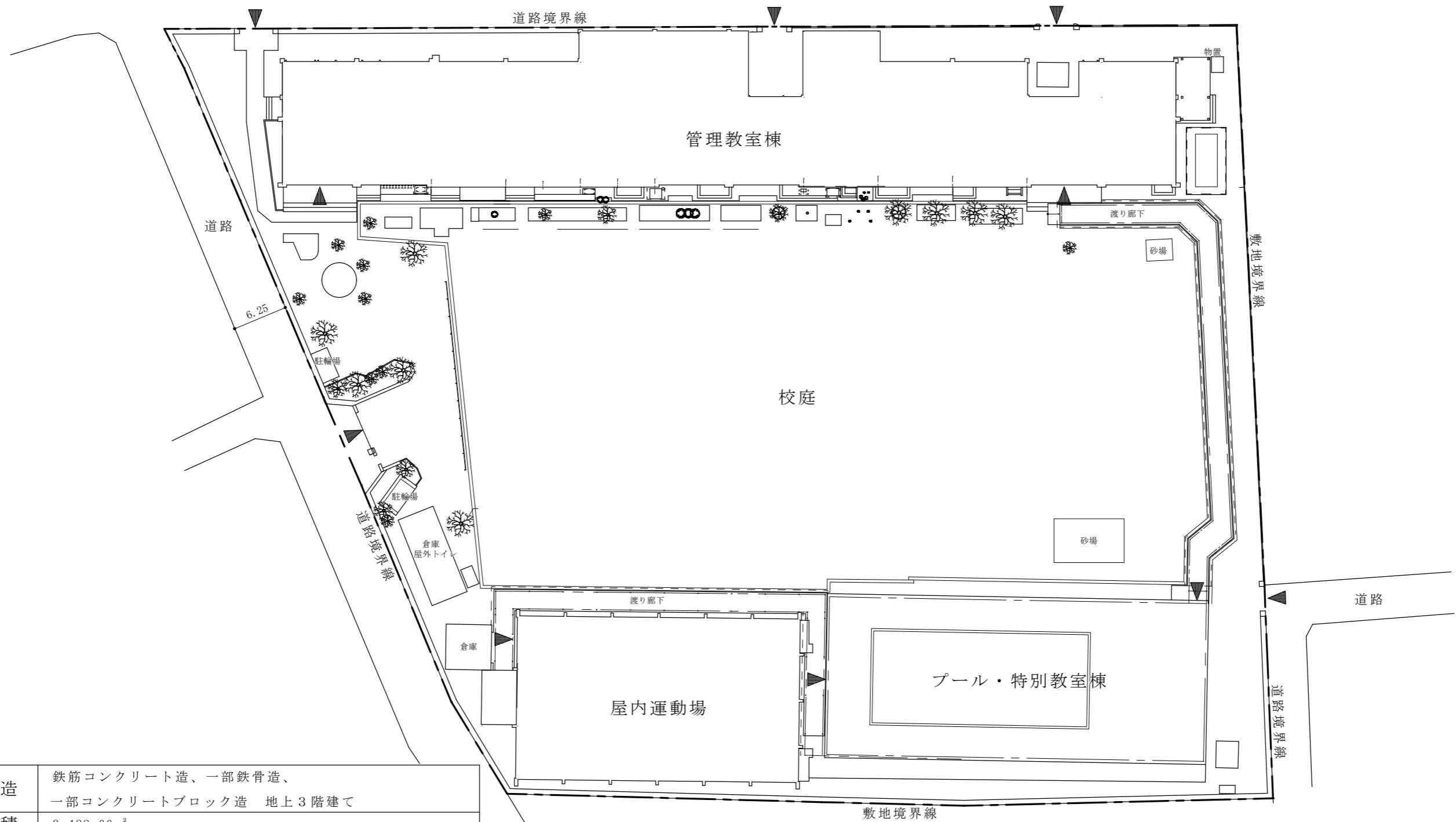
4階平面図

S = 1 / 400

案内図

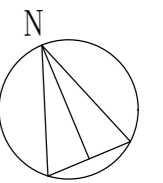
杉並区立富士見丘中学校



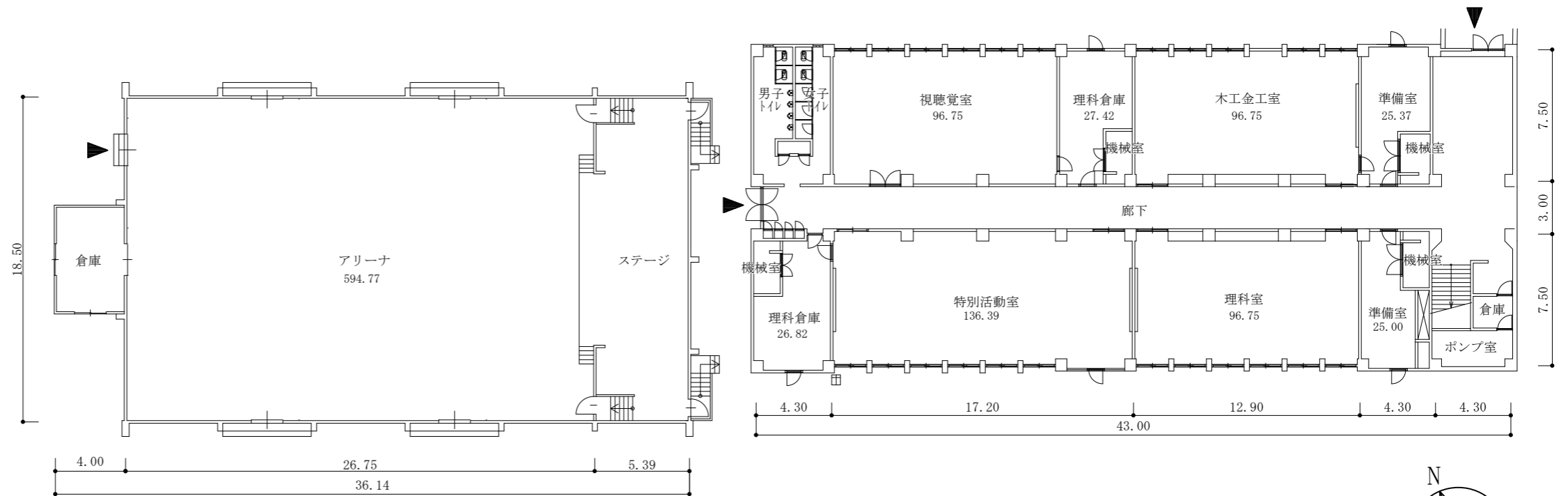
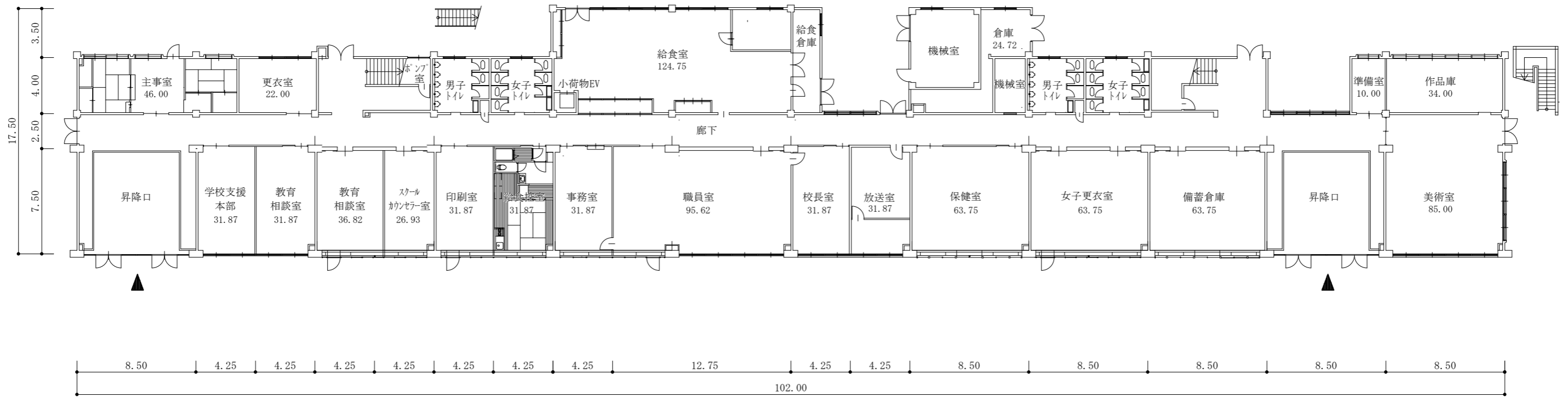


構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、一部コンクリートブロック造 地上3階建て				
敷地面積	9,488.00㎡				
建築面積	3,260.72㎡				
延床面積	1階	2階	3階	屋上	計
	3,210.76㎡	1,426.81㎡	1,326.83㎡	142.66㎡	6,107.06㎡

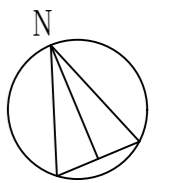
凡例
 注1 ▶ は、主要出入口を示す。
 注2 寸法の単位は、mとする。



S = 1 / 500

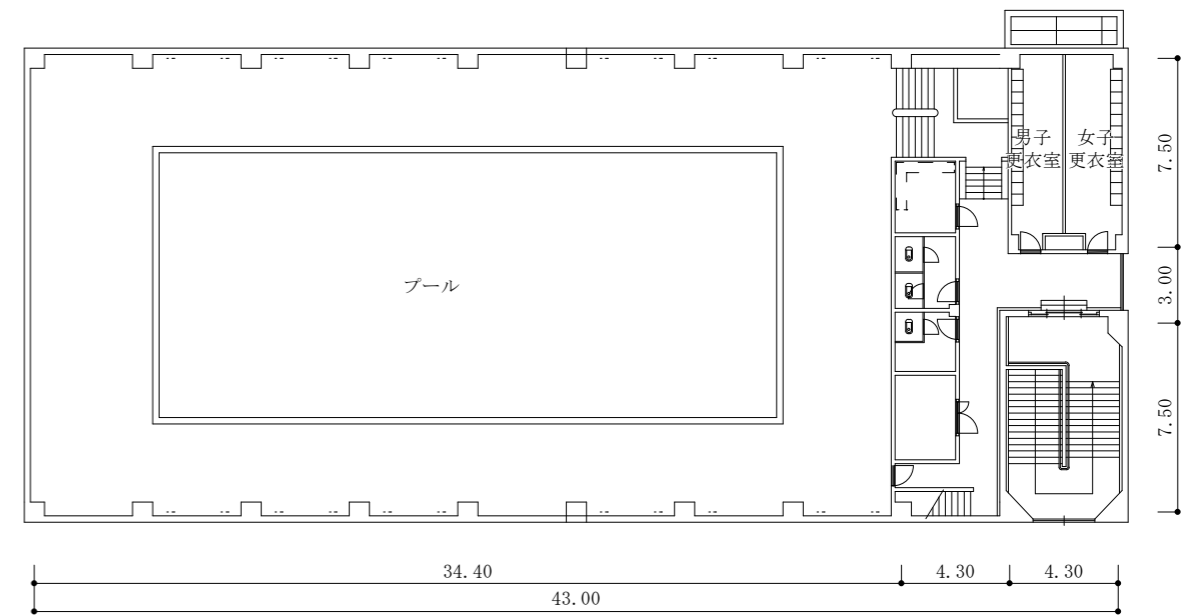
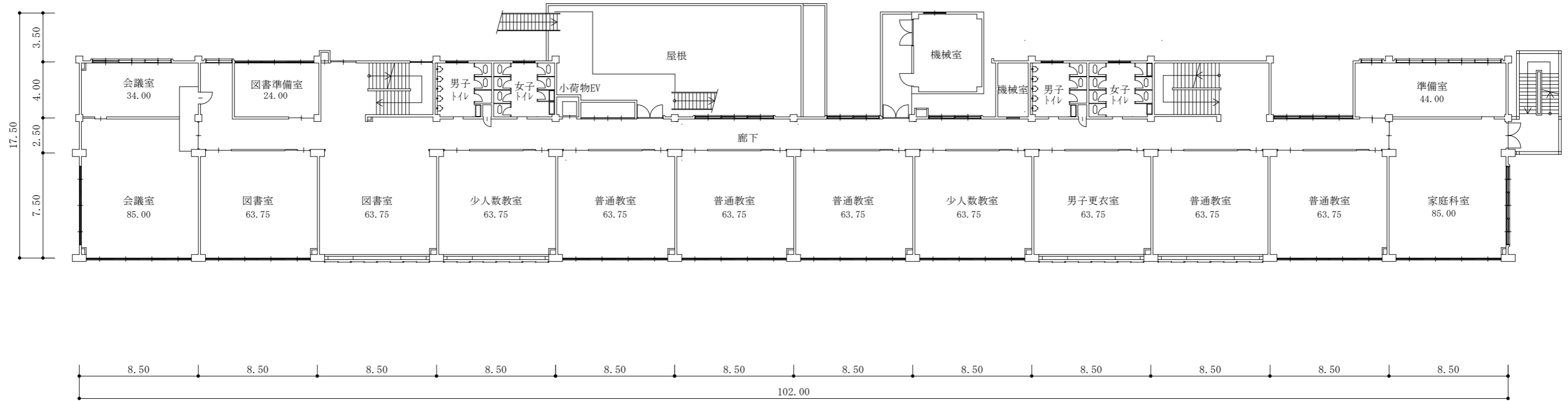


- 凡例
- 注1 ▶ は、主要出入口を示す。
 - 注2 ← は、階段の上がり方向を示す。
 - 注3 寸法の単位は、mとする。
 - 注4 各室の数字は、面積(m²)を示す。

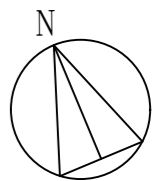


1階平面図

S = 1 / 300

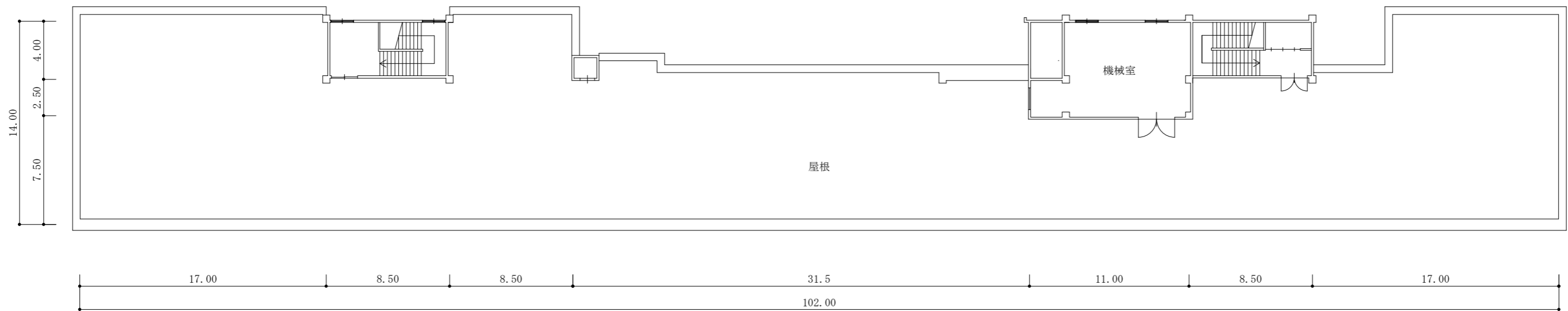


- 凡例
 注1 ← は、階段の上がり方向を示す。
 注2 寸法の単位は、mとする。
 注3 各室の数字は、面積(m²)を示す。

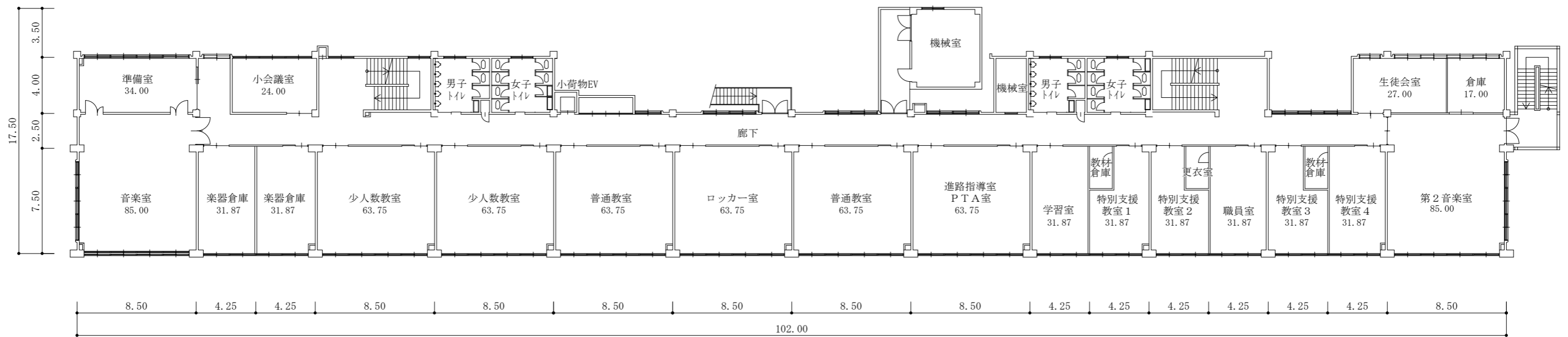


2階平面図

S = 1 / 300

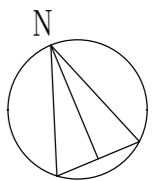


屋上平面図



3階平面図

- 凡例
 注1 ← は、階段の上がり方向を示す。
 注2 寸法の単位は、mとする。
 注3 各室の数字は、面積(m²)を示す。



S = 1 / 300

杉並区立富士見丘多目的広場条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第24号

杉並区立富士見丘多目的広場条例

(設置)

第1条 区民のレクリエーションその他の活動の場及び杉並区立富士見丘小学校における教育活動の場として多目的な利用に供することにより、区民の福祉の増進及び児童の教育の充実を図るため、杉並区立富士見丘多目的広場（以下「多目的広場」という。）を杉並区久我山二丁目19番4号に設置する。

(休場日及び開場時間)

第2条 多目的広場の休場日及び開場時間は、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

(使用の手続等)

第3条 多目的広場を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 第1条の目的を達成するについて、不相当と認めたとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

- 4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定による手続を経ないで多目的広場を使用させることができる。

(使用料)

第4条 多目的広場の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸しては

ならない。

(使用の承認の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は教育委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により多目的広場の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(特別の設備)

第7条 多目的広場を使用する者（以下「使用者」という。）が、特別の設備をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき又は第6条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに多目的広場を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、多目的広場に損害を与えた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

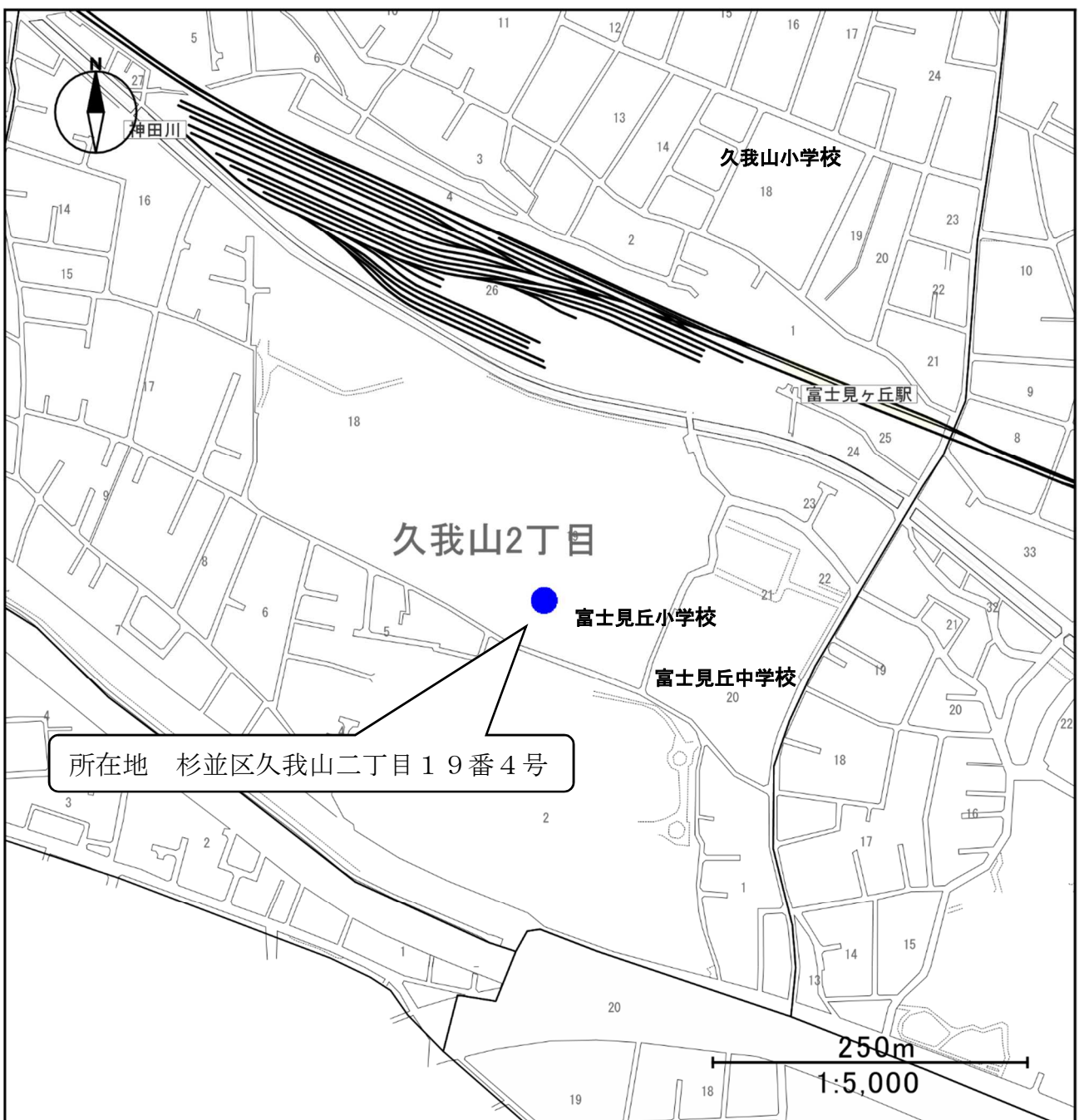
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 多目的広場の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても第3条から第7条までの規定の例により行うことができる。

案内図

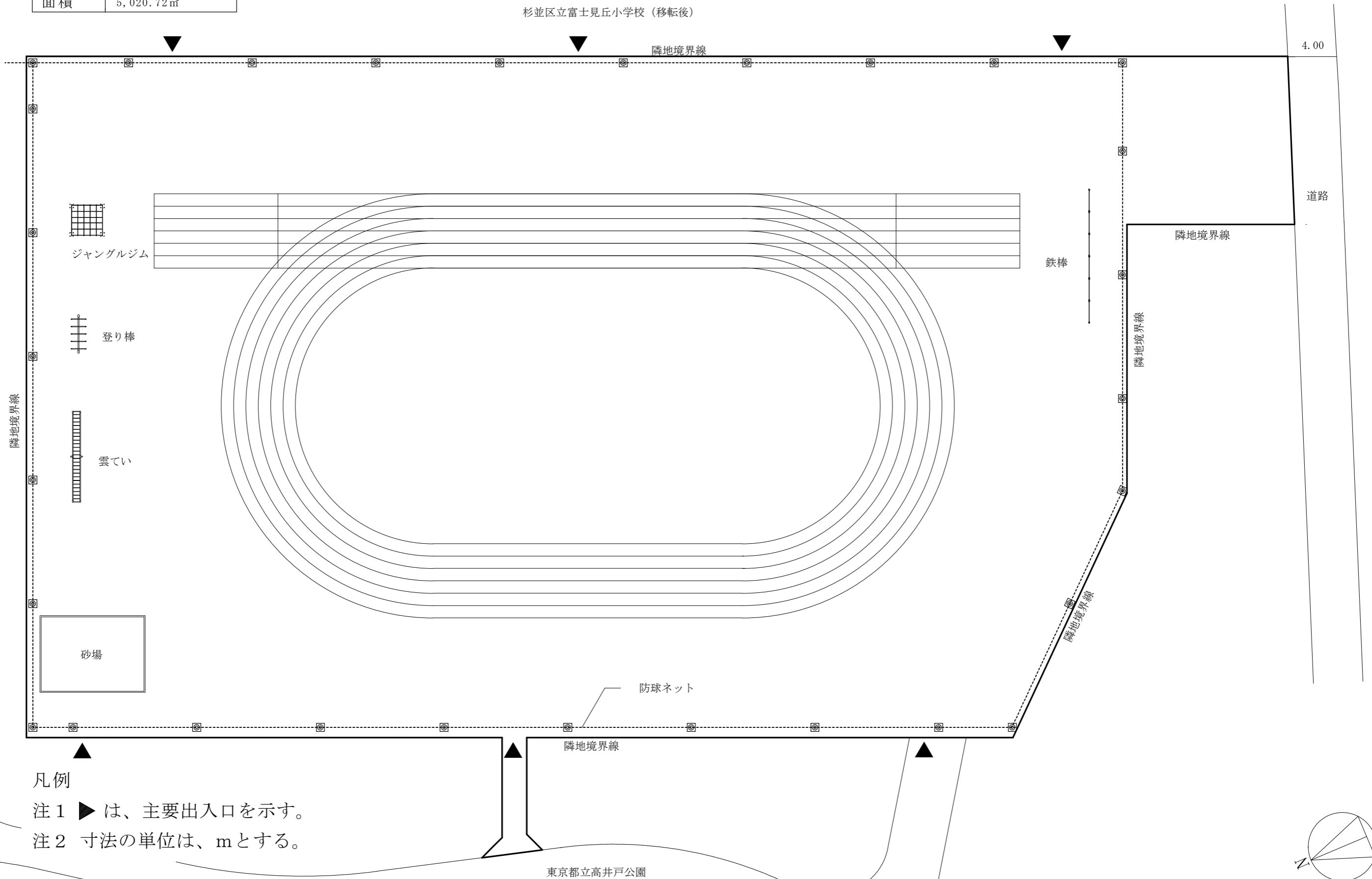
杉並区立富士見丘多目的広場



杉並区立富士見丘多目的広場 配置図

面積 5,020.72㎡

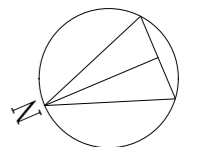
杉並区立富士見丘小学校 (移転後)



凡例

注1 ▲ は、主要出入口を示す。

注2 寸法の単位は、mとする。



杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第25号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第25条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項又は法第317条の3の2第1項の規定」を「第1項又は法第317条の3の2第1項の規定」に、「、前項又は法第317条の3の2第1項」を「、第1項又は同条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項又は同条第3項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した次項又は同条第3項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による

申告書を提出することができる。

第28条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条中「及び個人」を「、個人」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第33条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第35条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第36条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第36条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第36条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第36条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規

定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第37条の7の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第40条第1項第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第52条の3第1項及び第5項並びに第53条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第5条の2を削る。

附則第5条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第5条の2とする。

附則第5条の6第3項を削る。

附則第6条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア（イ）中「3, 900

円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項を同条第5項とする。

附則第6条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第11条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条、第52条の3第1項及び第5項並びに第53条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項の改正規定、附則第5条の2を削る改正規定、附則第5条の2の2を附則第5条の2とする改正規定、附則第5条の6第3項を削る改正規定並びに附則第6条、第6条の2第1項並びに第11条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第3条第2項及び第4項並びに第4条の規定 公布の日
- (2) 第40条第1項第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (3) 第25条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

第2条 新条例第21条の2第2項、第28条第3項、第30条、第33条第1項、第36条第2項、第36条の2第1項及び第36条の6第2項の規定は、令和6

年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第25条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき杉並区特別区税条例第25条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 新条例第40条第1項第1号エ及び附則第6条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の杉並区特別区税条例附則第5条の2及び第5条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第5条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第6条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第4条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「第9項の」を「第5項の」に改め、同条の表附則第6条第9項の項中「附則第6条第9項」を「附則第6条第5項」に改める。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税、<u>区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当</p> <p>該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税<u>若しくは区民税に充当し</u>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2 略</p>

經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項又は同条第3項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した次項又は同条第3項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項
の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、こ

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

3 前2項 の場合において、こ

これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第37条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（区民税の徴収の方法等）

第28条 区民税は、第33条、第36条の2第1項、第36条の5又は第3

これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第37条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（区民税の徴収の方法）

第28条 区民税は、第33条、第36条の2第1項、第36条の5又は第3

7条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(区民税の納税通知書)

第30条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額、個人の都民税額及び森林環境税額の合算額（第36条第1項又は第36条の6第1項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第36条第1項又は第36条の6第1項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第33条 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下

7条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 略

(区民税の納税通知書)

第30条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額及び個人の都民税額の合算額 _____（第36条第1項又は第36条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第36条第1項又は第36条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第33条 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下

この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により____徴収する。

(1)及び(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により____特別徴収の方法により____徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により____徴収する。ただし、第24条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により____徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により____給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により____徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により____徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の

この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額____

____の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

(1)及び(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第24条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の

所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により

所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて

徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の金額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により

徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によつて区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の金額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて

徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第35条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第36条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者につい

徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第35条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によつて納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第36条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者につい

て、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）

第36条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）であ

て、既に特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

_____。

（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）

第36条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）であ

る場合には _____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。

以下この条及び第36条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合 には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第36条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により _____ 徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第29条第1項の納期のうち当該年度の初日からその

る場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 _____

_____の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第36条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第29条第1項の納期のうち当該年度の初日からその

日の属する年の9月30日までの間に
到来するものにおいて普通徴収の方法
により 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通
徴収税額への繰入れ)

第36条の6 法第321条の7の7第
1項又は第3項(これらの規定を法第
321条の7の8第3項において読み
替えて準用する場合を含む。)の規定
により特別徴収の方法により 徴収さ
れないこととなつた金額に相当する税
額は、その特別徴収の方法により 徴
収されないこととなつた日以後におい
て到来する第29条第1項の納期があ
る場合には _____ そのそれぞれの納期
において、その日以後に到来する同項
の納期がない場合には _____ 直ちに、
普通徴収の方法により 徴収するもの
とする。

2 法第321条の7の7第3項(法第
321条の7の8第3項において読み
替えて準用する場合を含む。)の規定
により年金所得に係る特別徴収税額又
は年金所得に係る仮特別徴収税額を特
別徴収の方法により 徴収されないこ
となつた特別徴収対象年金所得者につ
いて、既に特別徴収義務者から区に
納入された年金所得に係る特別徴収税
額又は年金所得に係る仮特別徴収税額
が当該特別徴収対象年金所得者から徴

日の属する年の9月30日までの間に
到来するものにおいて普通徴収の方法
によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通
徴収税額への繰入れ)

第36条の6 法第321条の7の7第
1項又は第3項(これらの規定を法第
321条の7の8第3項において読み
替えて準用する場合を含む。)の規定
により特別徴収の方法によつて徴収さ
れないこととなつた金額に相当する税
額は、その特別徴収の方法によつて徴
収されないこととなつた日以後におい
て到来する第29条第1項の納期があ
る場合においては _____ そのそれぞれの納期
において、その日以後に到来する同項
の納期がない場合においては直ちに、
普通徴収の方法によつて徴収するもの
とする。

2 法第321条の7の7第3項(法第
321条の7の8第3項において読み
替えて準用する場合を含む。)の規定
により年金所得に係る特別徴収税額又
は年金所得に係る仮特別徴収税額を特
別徴収の方法によつて徴収されないこ
となつた特別徴収対象年金所得者につ
いて、既に特別徴収義務者から区に
納入された年金所得に係る特別徴収税
額又は年金所得に係る仮特別徴収税額
が当該特別徴収対象年金所得者から徴

収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第37条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(種別割の税率)

第40条 軽自動車等の所有に対して課する種別割の税率は、次の各号に掲げ

収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて

_____ 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する
_____。

(特別徴収税額の納入の義務)

第37条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式 _____ による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(種別割の税率)

第40条 軽自動車等の所有に対して課する種別割の税率は、次の各号に掲げ

る軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)及び(3) 略

2 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該

る軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの

_____を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)及び(3) 略

2 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第52条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該

課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第53条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.

課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第53条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.

3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第53条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含

3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によつて納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第53条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によつて納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含

む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに10

む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の2 法第451条第1項第1号

(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに10

0分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 略

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

0分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第38条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 略

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条におい

て「ガソリン軽自動車」という。)の
うち三輪以上のものに対する第40条
第1項の規定の適用については、当該
ガソリン軽自動車_{が令和2年4月1日}
から令和3年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には令和
3年度分の軽自動車税の種別割に限
り、次の表の左欄に掲げる同項の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第4項各号に掲げる
ガソリン軽自動車のうち三輪以上のも
の(前項の規定の適用を受けるものを
除く。)に対する第40条第1項の規
定の適用については、当該ガソリン軽
自動車_{が令和2年4月1日から令和3}
年3月31日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には令和3年度分の
軽自動車税の種別割に限り、次の表の
左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

5 法附則第30条第2項各号に掲げる
三輪以上の軽自動車のうち、自家用の
乗用のものに対する第40条第1項の
規定の適用については、当該軽自動車
_{が令和3年4月1日から令和4年3月}
31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には令和4年度分の軽自動
車税の種別割に限り、当該軽自動車_が

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車

 _____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1

(ウ) a 中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」とする。

5 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に

ぞれ同表の右欄に掲げる字句
_____とする。

9 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に

規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用す

規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用す

る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

附則第4条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第9項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化</p> <p>給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする。</p> <p>(区税条例第25条の2・地方税法第317条の3の2)</p>	令和7年1月1日	施行日以後に支払を受けるべき給与について提出する申告書に適用
	<p>2 森林環境税[※]の導入に伴うその賦課及び徴収方法の設定等</p> <p>森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとするほか、所要の規定の整備を図る。</p> <p>※ 令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、区市町村において、区市町村民税の均等割と併せて1人年額1,000円が課税される。</p> <p>(区税条例第21条の2、第28条、第30条、第33条、第36条、第36条の2及び第36条の6・地方税法第321条の7及び第321条の7の10・地方税法施行令第48条の9の3・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条)</p>	令和6年1月1日	令和6年度以後の年度分の区民税に適用
	<p>3 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和9年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第4条・地方税法附則第6条)</p>	公布の日	—

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和8年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第11条・地方税法附則第34条の2)</p>	公布の日	—
軽自動車税	<p>5 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率の設定</p> <p>特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税の種別割の税率を2,000円とする。</p> <p>(区税条例第40条・地方税法第463条の15・地方税法施行規則第15条の15)</p>	令和5年7月1日	令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用
軽自動車税	<p>6 軽自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限の延長</p> <p>三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割の税率の特例について、適用期限を3年延長し、令和7年度までに初めて車両番号の指定を受けた電気軽自動車等に適用すること等とする。</p> <p>(区税条例附則第6条・地方税法附則第30条)</p>	公布の日	令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用

杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第26号

杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えず、かつ、1日につき2時間を超えない範囲内で、通常の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の4月1日以後の規則で定める日とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第3条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第4条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合であって、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(給与の減額)

第5条 職員（次項及び第3項に規定する職員を除く。）が高齢者部分休業の承認

を受けて勤務しない場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第23条に規定する規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に給与条例第23条に規定する規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

2 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、学校教育職員給与条例第21条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額及び学校教育職員給与条例第24条に規定する杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に学校教育職員給与条例第24条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を学校教育職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

3 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、幼稚園教育職員給与条例第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、教職調整額の

月額、管理職手当の月額及び幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を幼稚園教育職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第27号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立上高井戸保育園の項、杉並区立天沼保育園の項及び杉並区立永福北保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の表の改正規定中杉並区立天沼保育園の項を削る部分は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第28号

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

杉並区立コミュニティふらっと条例（令和2年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立コミュニティふらっと方南の項の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	杉並区本天沼二丁目12番10号
-------------------	-----------------

別表第2（1）杉並区立コミュニティふらっと方南の部の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第1集会室	800円	500円	500円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第4集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第5集会室	1,000円	700円	700円	200円
	多目的室	2,100円	1,400円	1,400円	500円

附 則

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）次項及び附則第6項の規定 公布の日

（2）附則第3項の規定及び附則第5項の規定（別表第2（8）杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る部分を除く。） 令和5年10月1日

2 この条例による改正後の杉並区立コミュニティふらっと条例別表第2（1）に規定する杉並区立コミュニティふらっと本天沼の施設の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

3 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 区民集会所の部杉並区立本天沼区民集会所の項及び杉並区立天沼区民

集会所の項を削る。

別表第2(1) 杉並区立本天沼区民集会所の部及び杉並区立天沼区民集会所の部を削る。

4 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例(昭和57年杉並区条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る。

5 杉並区行政財産使用料条例(昭和50年杉並区条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の次に次のように加える。

(1)の2 消費者センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立消費者センター	第1教室	洋室	73.7	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第2教室	洋室	57.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第3教室	洋室	47.0	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	消費生活学習室	洋室	44.7	1,400円	900円	900円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第2(8) 杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る。

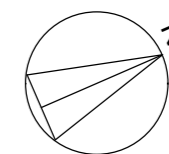
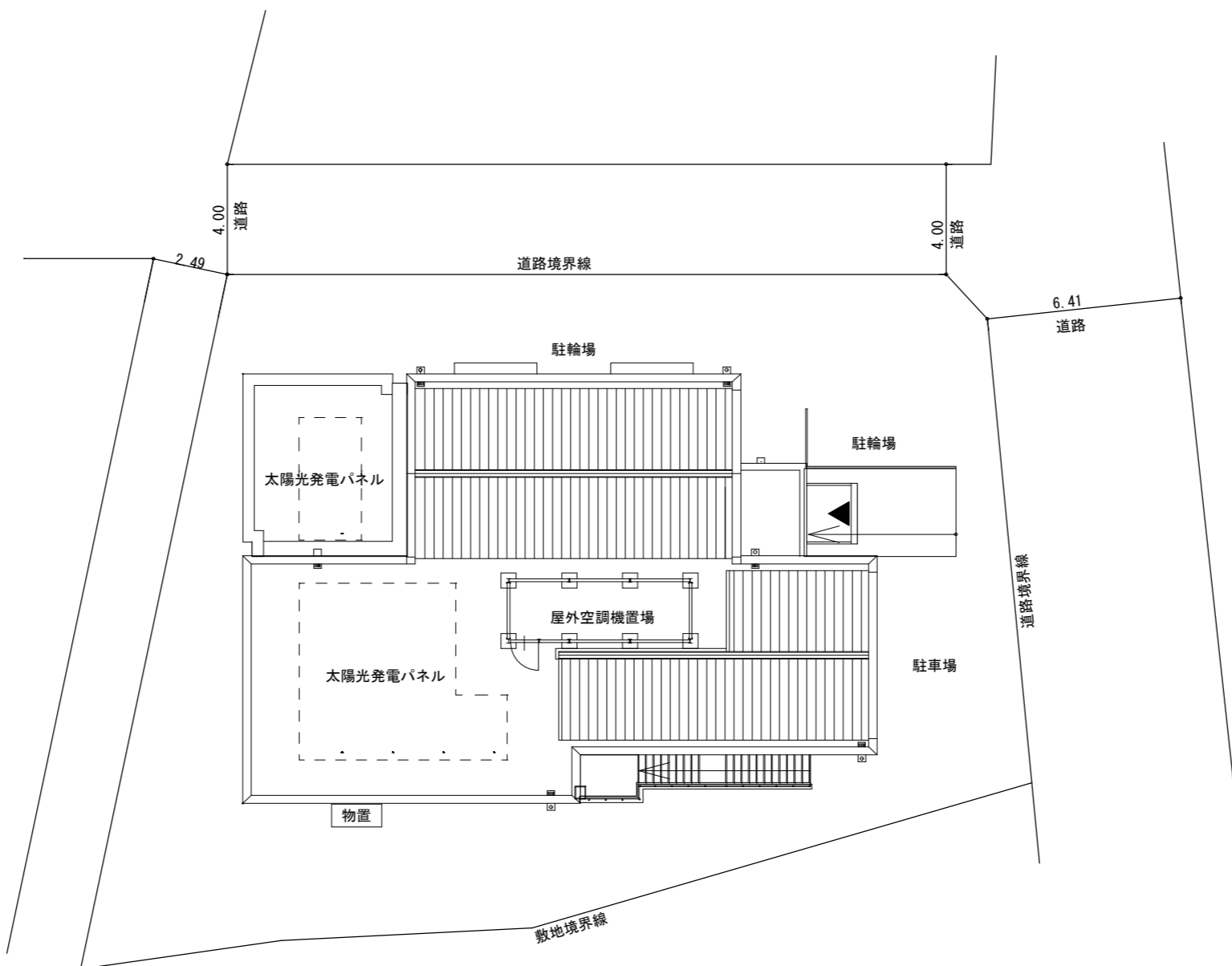
6 前項の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第2(1)の2に規定する杉並区立消費者センターの施設の使用の許可その他の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

案内図

杉並区立コミュニティふらっと本天沼



杉並区立コミュニティふらっと本天沼 配置図



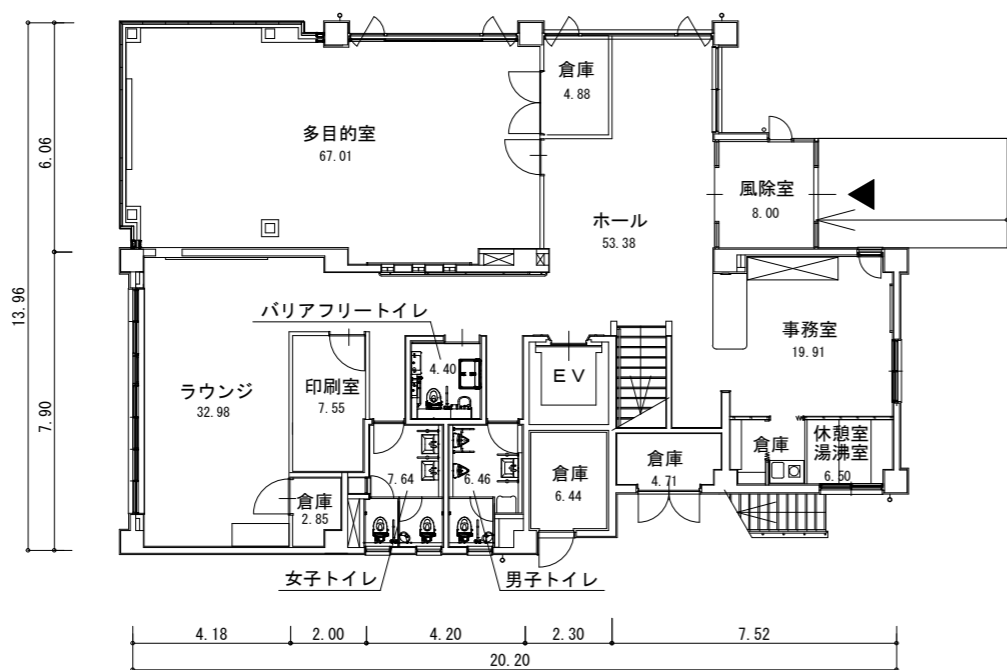
S = 1 / 200

凡例

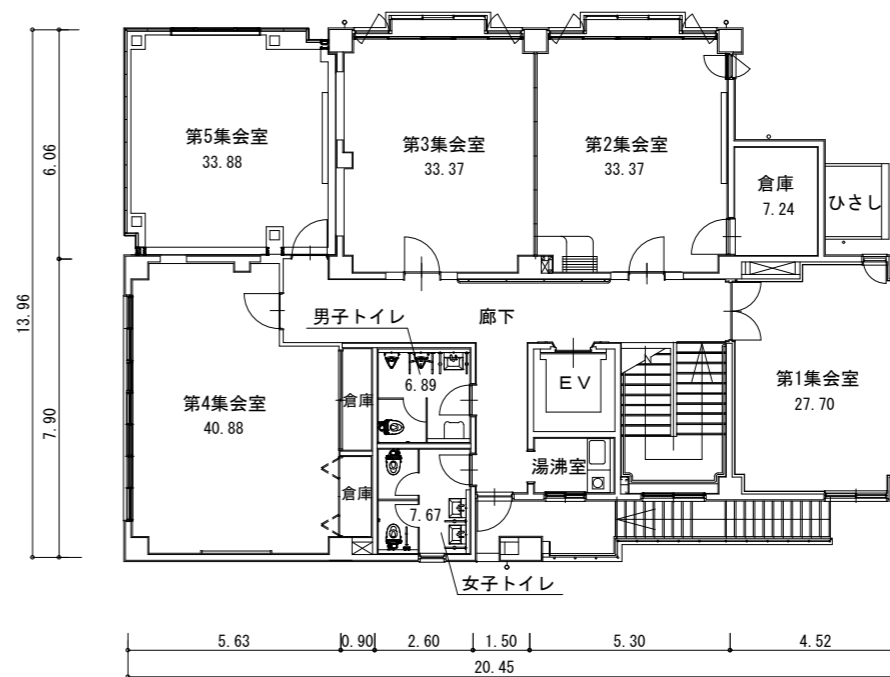
- 注 1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注 2 ← は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注 3 寸法の単位は、mとする。

構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階建て		
敷地面積	575.45 m ²		
建築面積	254.53 m ²		
延床面積	1階	2階	計
	247.69 m ²	249.05 m ²	496.74 m ²

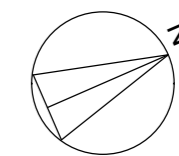
杉並区立コミュニティふらっと本天沼 平面図



1階平面図



2階平面図



S = 1 / 200

凡例

- 注1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注2 ⊠ は、パイプスペースを示す。
- 注3 ≪— は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注4 寸法の単位は、mとする。
- 注5 各室の数字は、面積 (㎡) を示す。